

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業等に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

港区長

公表日

令和5年11月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業等に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けた生活困窮者への支援策として、以下の世帯に対して、臨時特別給付金及び価格高騰緊急支援給付金を支給する。 1 世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯 2 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響をうけて家計が急変し、非課税世帯水準と見込まれる世帯 区民税賦課基準日以降に港区に転入した世帯を対象とし、前住所自治体に対して、自治体中間サーバーを利用し、住民税均等割の課税情報を取得する。 照会に際しては、システム共通基盤から、対象となる者の団体内統合宛名番号を取得し、照会用ファイルを作成する。
③システムの名称	1臨時特別給付金システム 2税務システム 3システム共通基盤 4中間サーバー連携システム 5自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
臨時特別給付金台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1第101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第2第121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部生活福祉調整課
②所属長の役職名	生活福祉調整課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉支援部生活福祉調整課臨時特別給付金担当 東京都港区芝公園1丁目5番25号 03-3578-2322
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉支援部生活福祉調整課臨時特別給付金担当 東京都港区芝公園1丁目5番25号 03-3578-2322

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	I 関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	1.略 2.新型コロナウイルス感染症の影響をうけて家計が急変し、非課税世帯水準となる世帯	1.略 2.世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯(基準日:令和4年6月1日) 3.新型コロナウイルス感染症の影響をうけて家計が急変し、非課税世帯水準となる世帯	事後	新たに令和4年度住民税非課税世帯に対して支給することに伴い、実績をもってしきい値を再算定する必要があったため
令和5年6月21日	I 関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	1,2 略 3.新型コロナウイルス感染症の影響をうけて家計が急変し、非課税世帯水準となる世帯	1,2 略 3 世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯(基準日:令和4年9月30日) 4 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響をうけて家計が急変し、非課税世帯水準と見込まれる世帯	事後	新たに価格高騰緊急支援給付金を支給することに伴い、実績をもってしきい値を再算定する必要があったため
令和5年6月21日	IIしきい値判断項目 1対象人数 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年8月29日	令和5年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和5年10月1日	表紙 評価書名及び I 関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に関する事務	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業等に関する事務	事後	臨時的な対応として、令和4年中には完了するはずだった給付金事業が、国の度重なる事業追加により、令和5年度になっても継続していることから、今後の事業実施に備え、包括的な表現としたため
令和5年10月1日	I 関連情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けた生活困窮者への支援策として、以下の世帯に対して、臨時特別給付金及び価格高騰緊急支援給付金を支給する。 1 世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯(基準日:令和3年12月10日) 2 世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯(基準日:令和4年6月1日) 3 世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯(基準日:令和4年9月30日) 4 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響をうけて家計が急変し、非課税世帯水準と見込まれる世帯	新型コロナウイルス感染症や電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増の影響を受けた生活困窮者への支援策として、以下の世帯に対して給付金を支給する。 1 住民税均等割が非課税である世帯 2 新型コロナウイルス感染症や電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増の影響をうけて家計が急変し、非課税世帯水準と見込まれる世帯	事後	臨時的な対応として、令和4年中には完了するはずだった給付金事業が、国の度重なる事業追加により、令和5年度になっても継続していることから、今後の事業実施に備え、包括的な表現としたため
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和5年10月1日	事後	しきい値を再確認したため